

名城大学理工学部教授会要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学学則第10条の規定に基づき、理工学部教授会（以下、「教授会」とする。）に関する事項について定め、学部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 教授会は、教授、准教授、助教、講師をもって構成する。ただし、第3条第3号については、別に定める。

(審議事項等)

第3条 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 教育課程及び成績評価に関する事項

(2) 学生の資格認定及びその身分に関する事項

(3) 教授、准教授、助教、講師、助手等の専任教育職員の教育研究業績の審査及び進退に関する事項

(4) 教育研究に係る学則の変更に関する事項

(5) その他教育研究に関する重要な事項

② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) その他教育研究に関する事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

(会議)

第4条 教授会は、次の場合に学部長が招集し、議長となる。ただし、学部長に支障があるときは、協議員が代行する。

(1) 学部長が必要と認めたとき

(2) 教授会構成員の3分の1以上の要請があったとき

(3) 学長が教授会の招集を要請したとき

(定足数及び議事)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席によって成立する。ただし、休職中、育児・介護休業中、病気・慶事休暇中、在外研究員及び国内研究員は、構成員の数に算入しない。また、委任状は受け付けない。

② 議事の承認は、出席者の過半数の賛成を必要とする。ただし、特に重要な議事と認めた場合は、3分の2以上の賛成を必要とする。また、教員の人事及び資格審査に関する事項については、名城大学理工学部教員資格審査内規による。

(要項の改正)

第6条 この要項の改正には、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。